

委員会の活動評価について

今期（令和5年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和6年

3月5日（火）予算決算常任委員会理事会

3月8日（金）常任委員会（政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、教育警察）

3月11日（月）常任委員会（総務地域連携交通、防災県土整備企業 医療保健子ども福祉病院、）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月12日（火）常任委員会（政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、教育警察）

3月13日（水）常任委員会（総務地域連携交通、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院）

3月18日（月）予算決算常任委員会理事会

「1 チェックシートによる評価」での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月22日（金）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月（予定）代表者会議

議長から委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。



次期（令和6年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月（予定）委員長会議

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目（該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

教育警察常任委員会 活動計画（実績）書（案） （令和5年5月～令和6年5月）

令和6年3月8日現在

1 所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響について
- (2) 教員の働き方改革について
- (3) 子どもを取り巻く様々な問題から子どもを守る取組について
- (4) 総合的な犯罪対策と交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響について (2) 教員の働き方改革について (3) 子どもを取り巻く様々な問題から子どもを守る取組について (4) 総合的な犯罪対策と交通安全対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 所管事項の調査 予決分科会 補正予算等 (6/22, 26)	県内調査 (7/5) 県内調査 (7/26)		県外調査 (9/12 ～ 9/14)	常任委員会 議案の審査、請 願の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 所管事項の調査 (10/5, 10) 予決分科会 補正予算 (10/20)	常任委員会 参考人の出席要 求 予決分科会 令和4年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (当初予算編成 に向けての基本 的な考え方) (11/1)	予決分科会 補正予算 (12/6) 常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 予決分科会 補正予算等 (12/12, 14) 常任委員会 参考人招致 (12/15)		予決分 科会 補正予 算 (2/27)	常任委員会 議案の審査、所管事 項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予算 等 (3/8, 12)		
執行部の主な予定		令和5年版県政 レポート（案）				一般会計、 特別会計決算 令和6年度行政 展開方針（案） 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方		当初予算要求 状況		当初予 算	令和6年度行政展 開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月 5日（日帰り） 新型コロナウイルス感染症がもたらした児童生徒への影響等について調査を行った。（三重県立特別支援学校西日野にじ学園・三重県立北星高等学校）
7月26日（日帰り） 不登校児童生徒や障害児への支援（三重大学・津市子ども教育センター）、教員の働き方改革の取組（津市立一志東小学校）、特殊詐欺被害防止や高度化した通信指令システムの取組（警察本部）について調査を行った。

(2) 県外調査

- 9月12日～9月14日（2泊3日）全寮制フリースクールの取組（兵庫県立神出学園）、安全・安心アプリ「オトモポリス」による防犯対策（広島県警察本部）、不登校支援スクールSの取組（広島県教育支援センター）や子どもたちの主体的な学びを引き出す教育プログラム（株式会社キャリアリンク）について、調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答…………… 1
(R5.9.19 全員協議会資料抜粋)

- 2 参考人制度等の活用…………… 4

- 3 請願への対応…………… 5

- 4 各定例会会議における委員長報告一覧…………… 6

1. 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	KPIにある、犯罪被害者等支援従事者数（累計）では、指標として分かりにくいので、表現等を工夫されたい。	「今後の課題と対応」④において、市町等の支援従事者の対応力向上のための研修会を開催して、支援従事者を増やすとともに、重ねて受講することで、そのレベルアップを図ることを記載し、より明示的にKPI選定理由が明らかとなるように修正しました。
			特殊詐欺被害防止に向けて、自動通話録音警告機の設置や啓発等に取り組んでいただき効果も出ているようなので、引き続き検挙に向けて取り組まれない。	特殊詐欺については、抑止と検挙を一体的、持続的に進めていくことが大切であり、全国警察ともより緊密に連携して、引き続き対策を徹底してまいりたいと考えています。
			性犯罪被害者への対応は、高度な専門性が必要とされ、後の支援も長くなることが想定されるため、部内カウンセラーによるカウンセリングとともに、よりこと連携し、被害者に寄り添うよう取り組まれない。また子どもへの性被害が増えてきている中、丁寧な対応を進められたい。	部内カウンセラーは、本年度1名増員し、県警察本部内に臨床心理士の資格を持つ者が3名います。この部内カウンセラーの専門性をいかして、子どもを含めた性犯罪被害者に寄り添った支援を推進し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るとともに、支援に間隙が生じないよう「よりこ」との相互の連携を密にし、引き続き適切かつ丁寧な対応を図っていきます。
14-3	特別支援教育の推進	教育委員会	障がいのある子どもたちが卒業後もスポーツに取り組んでいけるよう、ボッチャ大会や運動会等、保護者と子どもたちがともにスポーツを通じて触れ合っていく機会の創出に取り組まれない。	特別支援学校では、体育の授業でボッチャ等の障がい者スポーツを取り入れ、楽しみながら健康な体づくりに取り組むとともに、他校の生徒と競い合い、技術や意欲を高め合うことを目的としてボッチャ大会を開催しています。 子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、引き続き特別支援学校ボッチャ大会を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭等を案内するなどの取組を進めていきます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	教育委員会	いじめについては丁寧に記載されているが、生徒間の暴力や教職員による性暴力についても記載されたい。特に教職員による性暴力はあってはならないことであるため、教員養成のあり方についても記載したうえで、取組を進められたい。	ご意見を踏まえ、生徒間の暴力と教職員から生徒への性暴力について、県政レポートに記載しました。 生徒間の暴力については、道徳教育や人権教育等を通して、相手を思いやる心や個性を認め尊重する態度等を育むとともに、児童生徒が怒りをコントロールする方法を指導するため、県立学校の生徒指導担当教員を対象としたアンガーマネジメントにかかる研修を行い、各校での取組につなげます。 教職員から生徒への性暴力については、あらゆる機会を通してコンプライアンス意識の向上に取り組んでいるものの、生徒に対して身体への接触および性的な内容を含む発言を行った事案が発生しています。アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けることで、性暴力の防止に向けた取組を進めます。
			スクールソーシャルワーカーについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、重要な役割を担っているが、現状では県内をカバーしきれない部分があると思うことから、拡充と配置に取り組まれたい。	児童虐待や貧困、ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境の問題は、複雑に絡み合っており、学校だけでは解決が困難な事案も発生していることから、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは重要な役割を果たしています。 今後の社会や子どもたちの状況等も踏まえて、適正な規模を検討しながら、スクールソーシャルワーカーを増員していけるように努めていきます。
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会	フリースクールとの連携についても記載されたい。	ご意見を踏まえ、フリースクール等の民間団体が行う体験活動の費用等を支援するとともに、今後の支援のあり方について、どのような方法が可能であるか、関係部局で連携して検討を進めることを記載しました。
			多様な教育的ニーズを有する子どもたちには、発達支援の必要な子どもたちも含まれる。特別支援学級在籍児童数が増加する中、すべての先生が発達支援が必要な子どもについて対応する力を育てていくよう、取組を進められたい。	発達障がい支援に係る専門性の向上のため、小中学校および高等学校の通級指導担当教員のほか、市町教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、発達障がい支援に係る研修講座を開催しています。 すべての教員が研修への参加や専門家の助言等を通じて特別支援教育に係る専門性を身につけるなど、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちに対応できるよう取組を進めます。

施策番号	施策名	担当部局名	委員会意見	回答
14-6	学びを支える教育環境の整備	教育委員会	他の施策にもかかわる大きな問題であるため、教員不足解消への取組についても、記載されたい。	教員不足については、直面している教育課題の中でも非常に重要な課題だと認識しています。ご意見を踏まえ、働き方改革に加え、採用試験の見直しや教員免許保有者への積極的な働きかけ、高校生や大学生に対する教職の魅力発信などの取組を行うことで、教員不足の解消に向けた取組を進めることを記載しました。

2. 参考人制度の活用

■調査事項:教師不足の現状、学校における働き方改革

■日 時:令和5年12月15日(金)午前10時00分～11時30分

■場 所:502委員会室 オンラインにて実施

■参考人:

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 課長補佐 おもろ たつし 重親 龍志 氏

文部科学省初等中等教育局財務課 校務改善専門官 さとう ゆうき 佐藤 悠樹 氏

本委員会では、「教員の働き方改革について」を重点調査項目の一つとしている。近年、いわゆる「教師不足」や教師の長時間労働が全国的な課題となっており、三重県においても同様の課題がみられる。教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図るとともに、「教師不足」の解決を図ることは、子ども達の多様な学びを保障し、学校現場が持続的かつ魅力的な組織であり続けるためにも、必要不可欠であると言える。

そこで、文部科学省の教師不足に関する実態調査等を踏まえた「教師不足」の現状や、文部科学省による学校における働き方改革を含む「教師不足」への対応策について委員の見識を深めるとともに今後の課題について調査を行った。

3. 請願への対応

定例会会議	受理番号	請願	委員会審査		本会議		処理経過 報告要求	請願に係る 意見書
令和5年9月	請7号	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	不採択	R5. 10. 5	不採択	R5. 10. 20	なし	なし
令和5年9月	請8号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	採択	R5. 10. 5	採択	R5. 10. 20	なし	あり ※委員会
令和5年9月	請9号	教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	不採択	R5. 10. 5	採択	R5. 10. 20	なし	あり
令和5年9月	請10号	防災対策の充実を求めることについて	採択	R5. 10. 5	採択	R5. 10. 20	なし	あり ※委員会
令和5年9月	請11号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	不採択	R5. 10. 5	採択	R5. 10. 20	なし	あり
令和5年9月	請12号	県独自の学級編制基準および教職員配置基準のさらなる改善と教職員の欠員や不補充を解消し、確実な配置を求めることについて	不採択	R5. 10. 5	採択	R5. 10. 20	あり	なし

4. 各定例月会議における委員長報告一覧

○教職員の人材確保・西日野にじ学園の狭隘化・個人情報漏洩について

(10/20委員長報告)

まず、教職員の人材確保についてであります。教職員不足は全国的に深刻な課題となっており、本県でも年度当初から欠員が生じています。学校や教職員が担う業務の見直しや、専門人材や地域人材の配置、ICTの活用等による教員の働き方改革に加えて、教職の魅力発信、教員採用選考試験の早期化の検討など、県当局において様々な取組を行っていただいているものの、欠員の解消には至っておりません。

「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案に記載されたいじめに関する組織的な対応、子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実など、様々な施策を実現するためには、人材確保が必須であるという観点の下、今後もより実効性のある人材確保に向けた取組を進めていただくよう要望します。

次に、三重県立特別支援学校西日野にじ学園の狭隘化についてであります。本委員会県内調査において、西日野にじ学園を訪問した際、児童生徒の増加による教室やトイレの不足、防災・防犯上の課題について確認しました。

西日野にじ学園では教室確保のために1つの部屋を間仕切りするなどして対応していただいておりますが、来年度以降も生徒数が増加する見込みであり、学校内での対応には限界がみられます。

県当局においては、児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、インクルーシブ教育の観点からも効果が見込まれる普通高校の空き教室を利用した分校方式など、新たな発想での対応も含めて、速やかに検討するよう要望します。

最後に、個人情報の漏洩についてであります。

修学奨学金返済の連帯保証人にあてた催告状を本人以外の方に送付したことをはじめ、1か月の間に4件の個人情報漏洩の事案が教育委員会事務局において発生しています。特に修学奨学金返済という、重要な個人情報が漏洩する恐れがある事態となったことは誠に遺憾であります。県当局においては、再発防止を徹底するとともに、事案発生時には迅速かつ誠実に対応するよう要望します。

○ 交通安全施設等の更新・整備について

(12/19分科会委員長報告)

信号灯器用電球のLED化や、老朽化した信号制御機、摩耗した横断歩道など、交通安全施設等の更新・整備については、県民からの要望も多く、また、県民の日常生活の安全・安心に直結するものであることから、大変重要であると考えています。

県当局におかれては、厳しい財政状況の中においても、交通安全施設等の更新・整備について、早急かつ着実に推進していただきますよう要望します。

○ 特殊詐欺対策・「三重県立鈴鹿青少年センター」等における特定事業契約について

(12/21委員長報告)

特殊詐欺対策についてであります。

本年は被害額及び被害件数とも過去10年間で最多となるなど、非常に危機的な状況にあります。また、県内では、被害者の多くは65歳以上の高齢者の方であり、喫緊の対策が必要とされています。

被害に遭われた高齢者の方の中には、「自分は大丈夫」という思い込みが強いことや、家族や地域とのつながりが薄く、相談をためらうなどの傾向がみられます。

一方で特殊詐欺の手口は様々で、複雑化・巧妙化しております。

県当局におかれては、特殊詐欺撲滅に向けて、しっかりと分析を行い、きめ細かな対策を検討するとともに、県民、特に高齢者の方が、身近に潜む特殊詐欺の危険性を認識し、当事者意識を持てるよう広報啓発活動に努められるよう要望します。

次に、「三重県立鈴鹿青少年センター」等における特定事業契約についてであります。

当該事業契約は民間資金等を活用し、令和4年3月から約19年間という長期にわたって鈴鹿青少年センター等の公共施設の整備・運営管理を実施するものです。このため、県は本事業者に融資する金融機関との間で協定を締結し、そのなかで事業の円滑な実施及びその継続性の確保を目的に、本事業者に対するモニタリングを実施することとしています。

今般、本事業者が指定管理する面積が約5ヘクタール拡大すること等が示されましたが、これは、当該事業契約において前提としていた事項の重要な変更です。

県当局におかれては、当該協定に基づき、県に報告されたモニタリングの状況など必要な情報について、適宜、県民及び県議会に対し、丁寧の説明いただきますよう要望します。

○ 公立学校情報機器整備基金積立金について

(2 / 29分科会委員長報告)

この積立金の執行に当たっては、三重県公立学校情報機器整備基金の設置が前提となります。執行部におかれましては、当該積立金を含む補正予算について議決されたとしても、三重県公立学校情報機器整備基金設置条例案が可決されるまで、当該積立金を執行することのないよう、取り扱い願います。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：教育警察常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・委員が活発にさまざまな考えを交流し意見を出し合うことができた。

○年間活動計画について**・重点調査項目**

- ・教員の働き方改革については、子どもの育ちにとって重要であるため、委員会としてもっと調査していきたい。
- ・特殊詐欺被害が増加している中で、委員会としてもその要因や対策について議論を深めていきたい。

・県内外調査

- ・重点調査項目に沿った、充実した内容で、西日野にじ学園など調査した内容をその後の議論に反映させることができている。
- ・県外調査で訪問した株式会社キャリアリンクが実施していた内容は、非常に斬新的で参考になるものであった。
- ・県外調査で広島県警察本部の安全安心アプリオトモポリスの調査をする中で、三重県の犯罪対策の一助となるような示唆をいただけた。

○その他